

地球温暖化対策の推進に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

総 則

法の目的として、京都議定書の的確な実施を掲げる。
国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにする。

京 都 議 定 書 目 標 達 成 計 画

計画の内容

- ・排出抑制・吸収の目標量
- ・個々の対策の導入目標量
- ・対策推進のための施策

計画の定期的な評価・見直し

地 球 温 暖 化 対 策 推 進 本 部

本部長・・・内閣総理大臣

副本部長・・・内閣官房長官、環境大臣、経済産業大臣

本部長・・・他のすべての国務大臣

国 民 の 取 組 の 強 化

地球温暖化活動推進員（地球温暖化対策診断の実施）

都道府県・全国センター（対象を拡充）

地域協議会（行政・事業者・住民の連携）

森林整備等による吸収源対策

京都メカニズムの活用のための国内制度の検討